



第4次

小美玉市地域福祉計画

— ぬくもりあふれるまちづくり —



令和8年3月

小美玉市

1 計画策定の背景



人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などにより、地域のつながりは弱まり、支え合いの力が低下しています。子育てや介護を抱え込む世帯や、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複数の課題を抱える状況も増えています。こうした中、分野を超えた支援による「地域共生社会」の実現が求められています。本市では「ぬくもりあふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、第4次地域福祉計画においても、市民や関係団体、行政が連携し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

2 地域福祉とは



地域福祉は、制度やサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、支え合いの関係を築いていくことです。一人ひとりの個性を尊重しながら、他者や行政に過度に依存せず自立した生活を送りつつ、互いに協力し、不足を補い合いながら協働できる、地域共生社会の実現を目指すものです。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野の枠を超えてつながる社会です。

自助＝市民



市民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。

互助・共助＝地域



地域みんなでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- 地域活動の情報を発信する。

公助＝行政



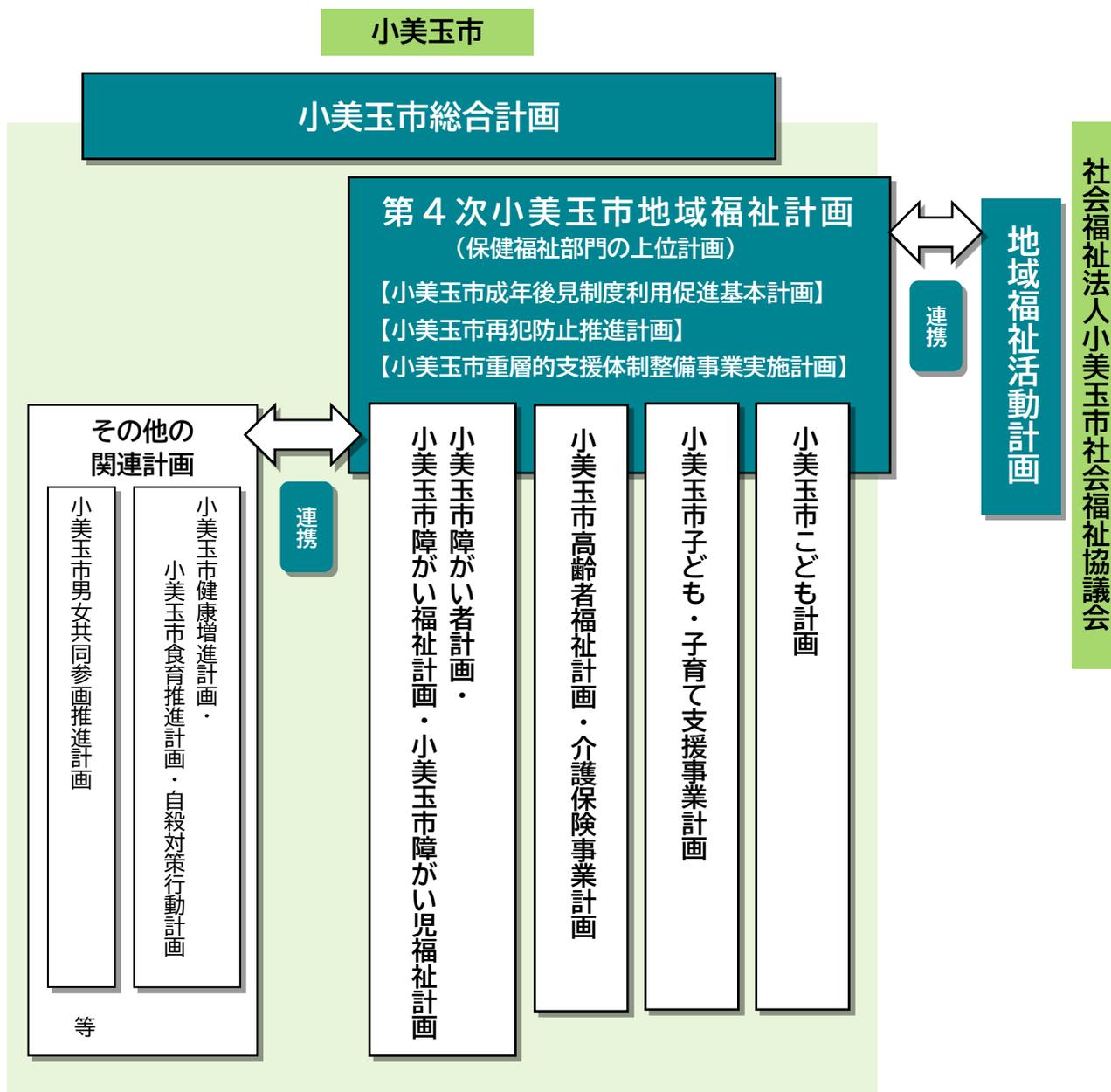
行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ボランティアの養成を進める。

3 関連計画との関係



地域福祉計画は、地域の福祉施策を総合的に推進する計画であり、社会福祉法の改正により保健福祉部門の上位計画に位置づけられています。本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」を基盤とし、各分野の計画と連携しながら地域福祉を推進します。



4 計画の期間



本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

令和3年度～令和7年度
第3次小美玉市地域福祉計画

令和8年度～令和12年度
第4次小美玉市地域福祉計画

5 基本理念・基本目標



本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題に包括的に対応し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、これまでの基本理念を踏襲し「ぬくもりあふれるまちづくり」を掲げます。

ぬくもりあふれるまちづくり



基本目標 1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

人口減少や少子高齢化、世帯の多様化が進む中、孤独や孤立を防ぎ、地域住民による支え合いや世代を超えた交流を促進します。あわせて、地域住民が参加しやすい仕組みや居場所づくり、多様な人材の確保・育成を促進し、地域力の向上と地域共生社会を実現します。

基本目標 2 みんなに届く包括的な支援体制づくり

介護や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど、複合化・複雑化する生活課題に対応するため、分野を超えた支援体制を強化します。重層的支援体制整備事業を踏まえ、伴走型支援やアウトリーチ支援を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

基本目標 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪から暮らしを守るため、住民主体の防災・防犯活動の充実と、行政や関係機関との連携を強化します。あわせて、移動支援や公共交通の整備、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現します。

6 施策の体系



基本理念
 ぬくもりあふれるまちづくり

基本目標／基本施策／施策の方向	
基本目標1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり	
1. 支えあう心の育成	(1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 地域福祉の広報・啓発活動の充実
2. 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1) 世代間交流の推進 (2) 地域での交流活動の推進 (3) 隣近所の交流への支援
3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化	(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり (3) 地域活動やボランティア活動への支援 (4) 福祉・介護人材、専門職の確保への支援
基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり	
1. 重層的支援体制の整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)	(1) 包括的相談支援 (2) 参加支援 (3) 地域づくりに向けた支援 (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援 (5) 多機関協働の支援ネットワーク構築
2. 情報提供体制の充実・包括的な相談支援	(1) 情報提供の充実 (2) 民生委員・児童委員等との連携
3. 福祉サービスの充実	(1) 地域包括ケアシステムの充実 (2) 各種福祉サービスの充実 (3) 相談・苦情対応体制の充実
4. 自立支援体制の充実	(1) 社会的孤立への対策 (2) 虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化 (3) 生活困窮者への支援 (4) 外国人への支援
5. 権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)	(1) 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の周知・啓発 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 地域連携ネットワークづくり
6. 再犯防止の推進 (再犯防止推進計画)	(1) 就労・住居の確保などを通じた自立支援 (2) 民間協力者の確保・活動促進 (3) 地域での包括的な支援体制の構築
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり	
1. 生活環境整備の充実	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 利用しやすい交通環境の整備 (3) 環境美化のまちづくりの推進
2. 防犯・防災体制の充実	(1) 災害時における地域防災体制づくり (2) 要支援者の避難支援体制づくり (3) 地域で取り組む防犯体制づくり
3. 地域福祉のネットワークづくり	(1) 地域福祉推進体制の整備 (2) 社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携 (3) 見守り体制の充実

7 施策の展開



基本目標 1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

1 支えあう心の育成

学校や地域と連携した福祉教育や意識啓発を推進するとともに、多様なメディアを活用した分かりやすい情報発信を行います。幅広い世代が参加しやすい取組を通じて、市民一人ひとりの支え合う心を育み、地域福祉の担い手づくりを進めます。

●行政の取組：福祉教育の充実／広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した広報・啓発活動の推進

2 地域でのふれあい、交流の場づくり

多世代が参加する交流や地域活動をさらに推進するとともに、地域団体の自主的な取組を支援します。隣近所のつながりを支える仕組みを強化し、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域の交流環境を整えます。

●行政の取組：まちづくり組織支援事業



3 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

世代や分野を超えて参加しやすい地域活動の環境を整えるとともに、ボランティアや地域団体と担い手をつなぐ仕組みを強化します。あわせて、福祉・介護分野の人材確保と定着を支援し、地域を支える担い手を育成します。

●行政の取組：ジュニアリーダーの育成／認知症サポーターキャラバン

基本目標 2 みんなに届く包括的な支援体制づくり

1 重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）

複合化・複雑化する課題に対応するため、分野を超えた連携による相談支援体制を強化します。重層的支援体制の考え方を広く共有し、住民の理解と参加のもと、相談・参加・地域づくりを一体的に推進します。

●行政の取組：包括的相談支援事業／参加支援事業



2 情報提供体制の充実・包括的な相談支援

紙媒体とデジタルを組み合わせた分かりやすい情報発信を進めるとともに、関係機関や支援者との連携・情報共有を強化します。研修の充実により相談支援の質を高め、包括的な支援体制を推進します。

●行政の取組：会議を活用した情報共有／民生委員・児童委員事業

3 福祉サービスの充実

制度や分野を超えた連携体制を整備し、地域包括ケアの実効性を高めます。あわせて、専門職や相談員の育成・確保、研修の充実を図り、行政と関係機関の協働によるサービスの質向上を推進します。

●行政の取組：生活支援体制整備事業



4 自立支援体制の充実

ひきこもりや孤立、生活困窮、虐待、外国人支援など多様な課題に対応するため、重層的で切れ目のない支援体制を強化します。関係機関の連携を深め、専門職の育成と地域の理解促進を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

●行政の取組：児童虐待防止キャンペーン活動



5 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の円滑な利用に向け、分かりやすい情報提供と相談支援体制を充実します。あわせて、専門職や市民後見人の育成・確保を進め、関係機関と連携しながら、地域全体で制度への理解促進を図ります。

●行政の取組：権利擁護支援に関する意識啓発／成年後見制度の周知・情報発信

6 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

再犯防止を地域全体の課題として捉え、就労や住居支援など切れ目のない支援体制を整備します。関係機関や地域と連携し、理解促進と保護司などの担い手確保を進め、立ち直りを支える地域づくりを推進します。

●行政の取組：関係機関・団体との連携による就労支援／「社会を明るくする運動」の推進

基本目標 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

1 生活環境整備の充実

バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく生活環境整備を進めるとともに、公共交通や移送サービスの充実を図ります。あわせて、地域や関係機関と連携し、環境美化活動や安全・安心な地域づくりを推進します。

●行政の取組：公共交通ネットワークシステム運行事業／
環境美化推進事業



2 防犯・防災体制の充実

防災情報の適切な更新と多様な手段による周知を徹底するとともに、要支援者の避難支援体制を地域と行政が連携して強化します。あわせて、防犯活動の担い手確保と意識啓発を進め、安全・安心なまちづくりを推進します。

●行政の取組：防災・減災事業の充実／自主防犯活動の支援



3 地域福祉のネットワークづくり

まちづくり組織やNPO、民生委員・児童委員など多様な主体の連携を強化し、見守りや生活支援を通じた孤立防止を進めます。地域資源を活用し、持続可能な地域福祉の推進体制を整備します。

●行政の取組：まちづくり組織支援事業／愛の定期便事業、
配食サービス事業等による安否確認



8 計画の進捗管理・評価



計画に基づく施策を推進するため、計画全体の推進の方向性を検討し、進捗状況の点検・評価を計画的に行い、事業の推進を図ります。

事業の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を行う「PDCAサイクル」を活用するとともに、十分な成果が得られるよう学識経験者や福祉関係者などに意見を求めるなどしながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、地域の実情を反映することに努めます。



第4次小美玉市地域福祉計画【概要版】

発行年月：令和8年3月

発行：小美玉市 福祉部 社会福祉課

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里 1122

TEL：0299-48-1111（代表）

FAX：0299-58-4846

URL：<https://www.city.omitama.lg.jp>



↑計画書の本編はこちら